



# 遺産を分割するために、 …一案

税理士・CFP® 越智浩

## Q. 代償（金銭）分割 …生命保険金を活用した例

父が3か月前に亡くなりました。相続人は母（配偶者）、姉（長女）と私（長男）の3人です。相続財産は、自宅（一戸建て）の土地・建物の価額約1億円と預貯金が2千万円ほどです。この他に、父死亡により母が受取人となる生命保険金が4千万円あります。

話し合いの結果、自宅の土地・建物は母と私が2分の1ずつ、預貯金は姉が相続することになりました。また、姉には母受け取りの生命保険金から2千万円を渡すことになりました。

以上のような内容で遺産分割協議書の作成や相続税申告の際、何か問題があるでしょうか。

## A. 特別受益? …みなし相続財産

"争続"という字をあてて、面白おかしく解説している本も巷にはあるようである。しかしながら、遺産がいつまでも未分割のままでは、兄弟姉妹の縁もこれまでとなり、亡き父（母）も浮かばれまい。テレビドラマや小説のように延々と兄弟姉妹争いの裁判が続くようでは、現実にはかなり悲惨である。また、副次的とはいえ、相続税の申告期限までに遺産が分割されなければ、相続税法上の優遇措置も受けられない。

上記設例のように相続人が複数いる場合、民法において、相続の割合を法定相続分として定めている。これは相続人間における話し合いや家庭裁判所での審判での目安となるものである。一方、現在の民法及び相続税法では、自由な遺産分割協議を認めている。つまり、法定相続分は、遺産分割協議を進めていくためのあくまでも一つの目安なのである。結果として、遺産の配分が各相続人の法定相続分とずれていたとしても、共同相続人間において合意され、合意した内容通りに遺産分割協議書が作成されれば、基本的には何ら問題はない。そのまま、相続登記等名義書換の手続きに入ることになる。そして、（相続税法上の）遺産総額が遺産に係る基礎控除額（5千万円+1千万円×法定相続人の数）を超えるれば、その遺産分割の内容に基づいて、相続開始日から10ヶ月以内に相続税の申告をすることになる。

設例では、法定相続分は配偶者が2分の1、そして長女及び長男が4分の1ずつとなる。相続財産の内容をみると遺産の大部分が一戸建ての自宅

である。これを物として3人に分割することはなかなか困難であり、また、共有持分といった方法により法定相続分通りに遺産を分割することは、後々禍根を残す（孫・曾孫の世代）ことになりかねない。そこで、分割に適さない財産が大部分を占める場合には、相続人の1人が財産を取得する代償として他の相続人へ金銭を渡すことにより、より確実に遺産を分割する手法として、代償（金銭）分割を採用することが多い。この設例では、配偶者受け取りの死亡保険金を活用し、配偶者から長女へ2千万円の金銭を渡すことにより、長女の法定相続分（本来の相続財産に特別受益である生命保険金を持ち戻し：（1億2千万円+生命保険金4千万円）×1/4=4千万円）に見合う遺産配分になったわけである。こうした代償分割は、家庭裁判所における審判等でも採用されるケースが多い。このように、生命保険金や死亡退職金などを活用して遺産分割を図るのは、有力な一案である。

ところで、法定相続分をほぼ満たすような遺産分割をして、各相続人にとって公平あるいは平等に『相続』したとしても、相続税の納税義務がある場合、『相続税』の負担も公平・平等になるとは限らない。『相続税』には、遺族の担税力という観点から「みなし相続財産である生命保険金等の非課税金額」や「小規模宅地等の課税価格の特例」といった制度がある。これらの制度・特例を適用する相続人と適用しない相続人の間では、どうしても『相続税』の負担が違ってしまう。上記設例においても、遺産に相続税が課される場合には、長女の『相続税』の比較的負担増となりそうである。

つまり、『相続』と『相続税』は全くの別物と考えておかなければならない。